

須賀川労働基準監督署発表
令和7年11月20日（木）

【照会先】
須賀川労働基準監督署
監督・安衛課長 小林 拓矢
（電話）0248(75)3519

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフト作業計画を定めていなかった疑い～

須賀川労働基準監督署（署長 齋藤敏彦）は、本日、福島中央青果卸売株式会社及び同社常務取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁郡山支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年6月9日、福島中央青果卸売株式会社玉川流通センターにおいて、労働者にフォークリフトを用いて荷の運搬作業を行わせるに当たり、フォークリフト作業計画を定めていなかった疑い。

1 被疑者

（1）福島中央青果卸売株式会社

本店所在地：福島県福島市北矢野目

事業内容：卸売業

（2）同社 常務取締役A

2 違反条文【別紙1（関係条文）参照】

被疑者福島中央青果卸売株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の3第1項（作業計画）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要【別紙2（災害発生状況図）参照】

令和7年6月9日、福島県石川郡玉川村小高に所在する福島中央青果卸売株式会社玉川流通センターにおいて、同社の労働者Bが、フォークリフトを運転し、同センターのターミナルの端部で空パレットを整理する作業をしていたところ、当該ターミナルの端部からフォークリフトごと転落し、重傷を負う労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、フォークリフトを用いて、荷の運搬作業を行わせるに際し、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画（別紙3参照）を定めることなどが規定されていますが、災害発生当時、作業計画を定めていなかった疑いがあるものです。

関係条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二及び三 (略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(中略)の規定に違反した者
- 二～四 略

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

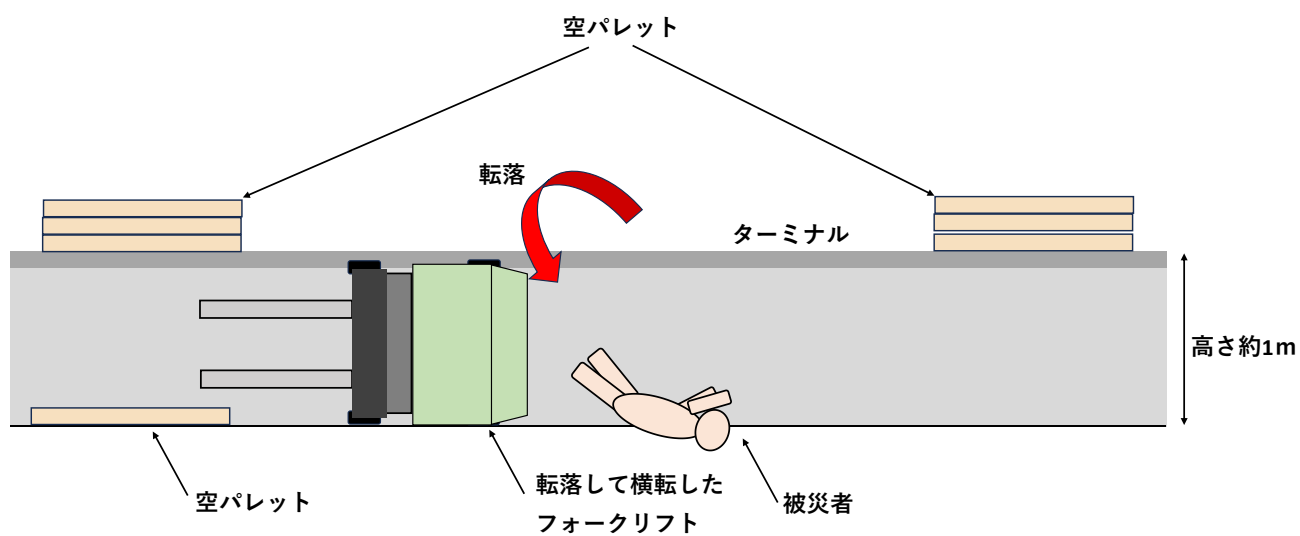
(作業計画)

第百五十一条の三 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

災害発生状況図



※わかりやすくするため簡略化しており、必ずしも発生状況を忠実に再現したものではありません。

フォークリフト作業計画の見本(鳥取労働局が公開しているもの)

https://site.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01958.html

[illegible]

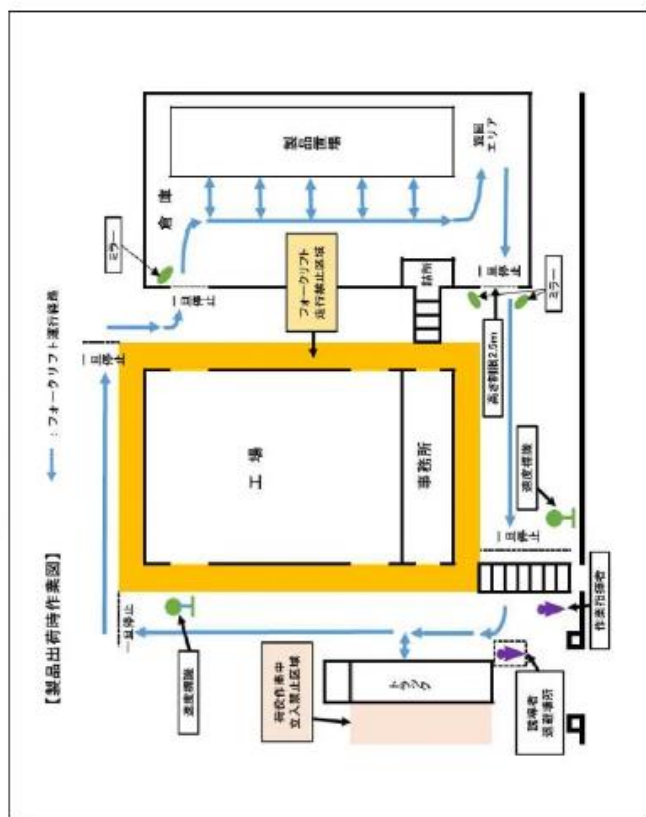
フォークリフト作業計画

(労働安全衛生規則第15条の3に基づく)

1. 作成年月日	R 5年〇月〇日	2 計画作成者	〇〇 〇〇	3. 作業名	〇〇出役（機込）作業
4. 作業の具体的な内容 （原動機・エンジン等名称記入する。） ①乗降コンテナ取り回し ②バック走行 ③直前エリアで方向転換 ④高さ制限確認 ⑤乗降出口ロー一旦停止（ミラー確認）⑥右側通行（制速装置遵守） ⑦歩行者監視箇所一旦停止 ⑧作業指揮者指示 ⑨石所見送誘導等作務確認 ⑩トラックス確認 ⑪急停車・前進走行 ⑫急停車・前進走行 ⑬急停車・前進走行（ミラー確認）					
5. 実施期間	R 5年〇月〇日（○）～ R 5年〇月〇日（○）				
7. 作業時間	0 2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24				
8. 荷	品名	荷重	形状	価数	1箱の重量
	機械部品（品番〇）	箱（パレット機）	箱状	10のパレット （1パレット入り10個）	20kg （1パレット入り10kg）
9. 荷の状態	ロ、バラ種 ハその他（ ）				移動させる距離（ 80 ）m
10. 作業指導者 （労働規則第15条の4）	氏名	職務上の地位	当該作業の経験年数	フォークリフトの知識	
	〇〇 〇〇	作業部長	〇〇 年	有 ・ 無	
11. フォークリフト運転者	氏名	技能講習修了番号	資格取得年月日	当該作業の経験年数	
	〇〇 〇〇	要〇〇〇〇号	H〇年〇月〇日	〇〇年〇か月	
	〇〇 〇〇	要〇〇〇〇号	H〇年〇月〇日	〇〇年〇か月	
	専ら番号	能力 （最大重量）	作業開始前 点検状況	月例点検実施状況 （労働規則第15条の21）	特定自主検査受検日 （労働規則第15条の21）
12. フォークリフトの種類、能力、点検状況	〇〇-〇〇	1500kg	良 ・ 否	R 5年〇月〇日	R 5年〇月〇日
			良 ・ 否	年 月 日	年 月 日
			良 ・ 否	年 月 日	年 月 日
13. パレット等の大きさ、点検状況	容の重量に応じた十分な強度		割れ・ひび・変形の有無		
	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
作業場所の広さ	イ 十分に広い		ハ やや狭い ニ 非常に狭い		
路面状況	イ 舗装	ロ 砂利路	ハ 土間	作業区分	
坂道等傾斜	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	イ 路面のみ ロ 路面のみ ハ 道路内	
走行距離短小箇所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
路面凹凸箇所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
障害物	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
当該作業に依る場所の地形・地盤の収束率に応じた適正な制限速度	(15) km/時				
15. 制限速度 （労働規則第15条の25）	当該作業場所における制限速度指示の有無				
配置の有無	氏名	合図の定め		注意場所	
有 ・ 無	〇〇 〇〇	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
16. 誘導者					

17. フォークリフト作業図

- ①フォークリフトの運行経路を図示すること
②閉鎖労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
③各機種・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



9. 作業開始前・作業中の留意事項と確認（この欄はフォークリフト運転者が記入）

留 意 事 項	培 養 環 境
① 保護帽・安全靴等保護具を正しく着用する	✓
② シートベルトを着用する	✓
③ フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する	✓
④ 作業開始前点検を確実に行う	✓
⑤ 作業場所で定められた制限速度以内で走行する	✓
⑥ 他の作業員に接触するおそれのあるときは、立入禁止にするか、誘導者を配置する	✓
⑦ 走行時は、進行方向及び側方の安全を常に確認する	✓
⑧ フォークまたは荷の下に作業者を立ち入らせない	✓
⑨ 許容荷重を超えた荷を積載しない	✓
⑩ 急加速・急停車・急回頭をしない	✓
⑪ 運転席を降りるときは、作業や通行の障害とならないよう駐車し、必ず脚を置く	✓
⑫ 駐車ブレーキを増設にかけ、輪止めをする	✓
⑬ 運転中は乗車席以外の人に手を乗せてはならない	✓
⑭ フォークの上に人を載せて昇降機として使用しない	✓
⑮ フォークの先端を、どこかわりに使用したり、他の車庫を押ししたりしない	✓

19 昭和天皇御即位 60 年

[illegible]